

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和 7 年 5 月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	（事業概要） （事業主体の根拠）	（事業採択・着手・完了予定年度、経過年数） （進捗状況と今後の見込み）	（事業導入の経緯・目的） （事業を取り巻く社会情勢） （事業に対する地元情勢・計画の熟度）	（費用対効果） （コスト縮減・代替案等） （その他の効果）	（生活環境・自然環境への影響） （事業を中止した場合の影響）	（継続・中止）
7	（事業名・地区） 一般県道木次直江 停車場線 防災安全交付金事業 里方三代工区（改良） （事業位置） 雲南市木次町 ～加茂町 （事業費） 1,604,000 千円 （事業概要） 本事業は雲南市 木次町～加茂町の 1.33km 区間において現道拡幅及び上下分離道の整備を行うものである。 （事業主体の根拠） 道路法第 15 条 （再評価区分） ②事業採択後 10 年を経過している継続中の事業 （担当部課名） 土木部道路建設課	（事業採択・着手・完了予定年度、経過年数） 事業採択年度:2016(H28)年度 用地着手年度:2024(R6)年度 工事着手年度:2017(H29)年度 完了予定年度:2029(R11)年度 経過年数：10 年 （進捗状況と今後の見込み） 進捗率： 59% 用地： 67% 工事： 56% 2029 年度(令和 11 年度)完了予定) 工事の進捗状況は全体延長 1.3 km のうち 0.9 km は供用済み（供用率 64%） 残る 0.5 km 区間は用地買収に着手済みであり、今後順次工事を行い 2029（R11）年度全線供用予定である。	（事業導入の経緯・目的） 本区間は出雲地域と雲南地域を結ぶ路線であり、周辺企業団地や官公庁へのアクセス道路として利用されるなど地域に欠かせない道路である。 当該工区は、斐伊川堤防を利用した道路であり、未改良区間は平面線形も厳しく幅員も極端に狭いため離合ができず待避所で停車して待ちながらの離合が強いられている。 このため、道路改良を行うことで道路利用者の利便性向上を図ることを目的とする。 （事業を取り巻く社会情勢） 周辺には企業団地や官公庁が立地しており、早期整備を望む声が高い。 （事業に対する地元情勢・計画の熟度） 雲南市の重点要望箇所で近年継続的に要望が挙げられており、早期完成が強く望まれている。	（費用対効果） b / c = 0.88 （コスト縮減・代替案等） ①事業規模の妥当性 道路構造令により、地域区分と計画交通量から道路規格 3 種 4 級、設計速度 40km/h、道路幅員は 2 車線(2.75×2)と路肩の全幅 7.0m とした。 ②事業の妥当性 経済的かつ早期効果発現可能な案を採用した。 ③コスト縮減への取組 掘削残土を工区内の盛土材に流用することにより、コスト縮減を図る。 （その他の効果） 整備区間の斜面上部に浮石・転石が存在しており、拡幅と併せて落石対策を行うことで、安全性の向上が図られる。	（生活環境・自然環境への影響） 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり （事業を中止した場合の影響） 道路幅員が狭く線形が悪い状態が解消されず、離合困難の状態が続くことになり、交通の安全が確保できない。 さらに、用地買収も 67%完了しており、中止した場合、用地提供者などの地元住民の理解が得られない。	（方針案） 継続 （継続の理由） これまで、計画延長 1.3 km のうち、約 0.9 km を供用済みであり、引き続き全線開通を目指して整備を進めている。 現在も事業の必要性は変わっておらず、これまで改良した区間の効果発現のためにも、全線改良を図る必要がある。

※環境への配慮欄の『個別配慮事項』は、『環境への配慮』取組シートの個別の配慮事項を概略で記載する。

一般県道 木次直江停車場線 さとがたみじろ 里方三代工区

【路線概要】

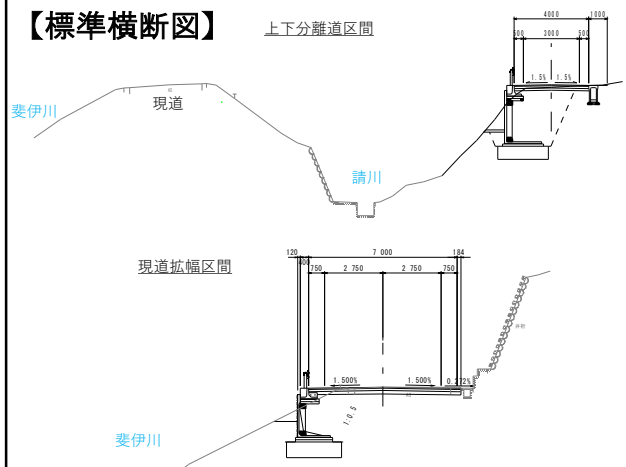
本区間は出雲地域と雲南地域を結ぶ路線であり、周辺企業団地や官公庁へのアクセス道路として利用されるなど地域に欠かせない道路である。

【事業概要】

当該工区は斐伊川堤防を利用した道路であり、未改良区間は平面線形も厳しく幅員も極端に狭いため離合ができず待避所で停車して待ちながらの離合が強いられている。このため、道路改良を行うことで道路利用者の利便性向上を図ることを目的とする。



【標準横断図】



【写真】

①整備前
(上下分離道)



②整備前
(上下分離道)



③整備後
(上下分離道)

